

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	1 市民協働推進事業	事業担当課	企画課
-------	------------	-------	-----

事業データ

事業の目的	①市長の付属機関として位置づけられている「清瀬市まちづくり委員会」で、まちづくりについての市民の提案など審議し、その結果を市長に対し提言する。 ②自治会加入率の低迷、地域の住民間の関係性が希薄となったことにより、弱くなりつつある地域の中での共助の仕組みをコミュニティをはぐくむことにより再生を図る。
-------	--

法令等根拠	清瀬市まちづくり基本条例
-------	--------------

対象 (受益者など)	市民全般
---------------	------

事業の必要性と内容	①「清瀬市まちづくり委員会」の運営により、清瀬市まちづくり基本条例の本旨である市民が地域自治の担い手として行政とともにまちづくりを推進することを保障する。②コミュニティはぐくみ円卓会議を開催することにより、同じ地域内で活躍する者同士が地域の課題を話し合い、解決に向け共に取り組む過程を通して地域コミュニティを醸成する。
-----------	---

事業の実績	①会議を11回開催し、市民からの提案7件が審議され、その中で喫煙の規制に関する条例の制定について市長へ提言があった。 ②3小校区の自治会長、民生委員、保護司など地域で活躍している者による会議を12回開催し、地域の課題などについて話し合った。また、3月に芝山小・4小校区合同の円卓会議を開始した。
-------	--

事業の効果	①まちづくり委員会の提言をきっかけとして次の例規を制定(改正)した。清瀬市住環境の整備に関する条例、清瀬市自然保護レンジャー設置要綱、清瀬市まちを美しくする条例一部改正 ②6小校区、7小校区円卓会議が自立し、地域交流、課題解決に向けた独自の取り組みを実施している。
-------	---

特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	①まちづくり委員は再任を妨げていることにより、応募者が年々減少してきた。 ②高齢社会の到来、予見不可能な災害時に備え地域コミュニティの再生は喫緊の課題である一方、円卓会議が自主性を持ち運営できるようになるまでに長期間を要する。
-------------------------------	--

事業に係る経費など(平成24年度実績)

決算額	871	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%
財源の種類	市	871	千円	備考:	
	国・都		千円		
	市債		千円		
	ほか		千円		
事業費の主な内訳	委員報酬 : 865千円(@5千円、20名、11回) 消耗品費 : 3千円(開催通知用ラベル) 役務費 : 3千円(開催通知用郵送料)				
人件費	人件費合計(i + ii)	0.7	人	5,821	千円
	所要人員	i 一般職員	0.7	人	5,821 千円
		ii 嘱託職員	0	人	0 千円

事業に係る経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	1,603	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い <input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い <input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている <input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている <input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている <input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地がある	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である <input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能 <input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能 <small>※他の主体: 民間事業者、NPO法人等</small>

第2次評価・内部評価委員会の意見

評価	継続 ■地域の課題を地域自らの手で解決することが求められているため、地域コミュニティの形成は必要性が高い。そうしたことから、今後もコミュニティはぐくみ円卓会議を早急に進めていく必要がある。
----	--

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	2 市民相談関係経事業	事業担当課	秘書広報課
-------	-------------	-------	-------

事業データ

事業の目的	日常生活上の悩みや専門的な知識を必要とする問題等の相談に応じる。
法令等根拠	清瀬市市民相談に関する要綱
対象 (受益者など)	市民(在勤者含む)
事業の 必要性と内容	日常生活を営む上で生じる様々な悩みや課題について、特に生活に身近な事柄に関する、11種類に及ぶ専門相談を設けて、専門的な見地からアドバイスを差し上げることで、市民の安心・安定した日常生活に寄与している。
事業の実績	法律相談…月4回[270件]／表示登記相談…月1回[3件] 不動産取引相談…月1回[12件]／人権身の上相談…月1回[3件] 年金・労働相談…月1回[7件]／不動産法律相談…月1回[23件] 登記(相続・遺言)相談…月1回[35件]／相続・暮らしの手帳相談…月1回[22件] 税務相談…月1回[26件]／行政苦情相談…月1回[8件] 交通事故相談…月1回[19件] ※24年度実績(不動産法律相談は24年度で終了)
事業の効果	専門家が相談に応じ、問題解決に向けた方策について適切なアドバイスが得られることで、市民の財産・権利保護及び福祉向上に役立っている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	多様化する相談内容に対応するため、各種専門事業者・機関の協力を得ながら相談種別の拡大を図ってきている。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	1,445	千円	一財が事業費に占める割合	96.6	%	
財源の種類	市	1,396	千円	備考:		
	国・都	49	千円	人権の花事業都補助金49千円		
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	相談員謝礼 1,209千円 多摩東人権擁護委員協議会への負担金 154千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		1.8	人	10,138	千円
	所要 人員	i 一般職員	1	人	8,316	千円
		ii 嘱託職員	0.8	人	1,822	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	1,469	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	継続 ■今後も相談内容の多様化に対応するため、費用対効果を検討しつつ、相談内容体制の充実を図る必要がある。
------------	--

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	3 男女共同参画センター関係事業	事業担当課	男女共同参画センター
-------	------------------	-------	------------

事業データ		事業に係わる経費など(平成24年度実績)					
事業の目的	平成18年から施行している「清瀬市男女平等推進条例」の基本理念及び条例に基づく「清瀬市男女平等推進プラン」を推進することにより、性別に関わりなく個人として尊重され、平等にいきいき暮らすことができる男女平等参画社会の実現を目指している。	決算額	5,212	千円	一財が事業費に占める割合	91.0	%
法令等根拠	男女共同参画社会基本法 清瀬市男女平等推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	財源の種類	市	4,745	千円	備考:	
対象(受益者など)	市民全般(男女を問わず)		国・都		千円	アイレック会議室使用料263千円	
事業の必要性と内容	男女平等の参画社会を実現するには、女性・男性ともに生きやすい社会をつくる必要がある。地域で身近な男女平等参画を推進するため、市民参画を基本として男女平等推進委員会や男女共同参画センター運営委員会等の委員会を開催している。また、講演・講座・セミナー等を通して、男女共同参画社会に関する市民の理解を進める。さまざまな悩みに対応するため、相談事業、及び、DV被害者を支援する団体への補助金の交付等も行っている。		市債		千円	多摩・島しょ地域力向上事業助成金(団塊の世代事業)199千円等	
事業の実績	【委員会】男女平等推進委員会・男女共同参画センター運営委員会・配偶者からの暴力対策連絡協議会:計6回開催【講演・講座・セミナー事業】女性のココロとからだの講座・男女共同参画週間記念事業・男女平等参画子育て講座・女と男の参画セミナー・女性の自立支援講座・団塊世代の地域デビュー支援講座:参加者総数642人【相談事業】一般相談・法律相談・しごと相談・DV相談:相談総数412件【補助金の交付】DV被害者支援団体対象に交付した。	事業費の主な内訳	ほか	467	千円		
事業の効果	①各委員会に委員として関わっていただくことにより、市が進める男女平等施策に関する理解・協力が得られた。②講座や講演会の企画に関わっていただくことにより情報発信における市民参画を実践している。③講座・講演会に多くの市民参加により、男女平等参画社会に関する理解を進めることができた。④上記実績にある、多様な相談窓口を設けることにより、市民のニーズに沿った適切な対応ができた。		報酬(委員)	300,000円			
特記事項(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	【団塊世代の地域デビュー支援講座の開催】男女平等参画の裾野を広げるよう、主に男性を対象とした連続講座を実施。企画委員を公募し、会議を重ね、コンサートや講座、講演会を実施し、ほぼ1年間を費やした活動を記録集としてまとめた。今後、関わった委員同士のグループにより、男女共同参画センターの男性を対象とした事業の企画等に関わっていただく予定。	人件費	負担金、補助及び交付金	200,000円			
		人件費合計(i+ii)		0.97	人	6,167	千円
		所要人員	i 一般職員	0.6	人	4,990	千円
			ii 嘱託職員	0.37	人	1,177	千円
		事業に係わる経費(平成25年度予算額)					
		平成25年度予算額	5,263	千円			
		第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択					
必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い <input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い <input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている <input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている <input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である				
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている <input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている <input type="checkbox"/> 改善の余地がある	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である <input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能 <input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能				
		※他の主体:民間事業者、NPO法人等					
		第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)					
意見(論点)	継続 ■男女平等を推進する上で当事業の必要性は高いため、対外的なPRを強化し、男女両者を対象とする視点に加え、幅広い世代を取り入れた活動を行うことが必要である。また、設立して18年目であり、次のステップに向け、計画を着実に実行することが必要である。						

事務事業名	4	防災対策事業	事業担当課	防災防犯課
--------------	----------	---------------	--------------	--------------

事業データ

事業の目的	清瀬市地域防災計画にも記載されているように、災害対策における市の義務として、あらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保する努力を払うとともに、震災時における避難並びに救出救助を円滑に行う為に、必要な体制の確立及び資機材の整備に努めるとされている。このような目的に対する施策の為の予算化である。
--------------	--

法令等根拠	災害対策基本法、清瀬市地域防災計画
--------------	-------------------

対象 (受益者など)	すべての市民
----------------------	--------

事業の必要性と内容	東日本大震災からの教訓を踏まえて、防災備蓄食糧等や避難所用品備品の充実を図るとともに、防災マップ兼ハザードマップの作成や防災行政無線等の情報発信機器の管理の充実のため、点検業務を行った。また、地域の防災力向上を目指し、簡易式消火ポンプを購入した。
------------------	---

事業の実績	備蓄食糧等(備蓄食糧 30,000食、ペットボトル飲料水 9000本等) 防災・ハザードマップは、37,000枚作成 災害用資機材(地域配備消火器 284箇所点検、60本入れ替え、避難所関係備品一障害者用簡易トイレ、パーテーション・プライベートルーム・発電機・照明器具等 避難所14校に設置) D級簡易ポンプ 2基、地域防災計画素案の策定
--------------	--

事業の効果	東日本大震災からの教訓を踏まえて、平成24年4月に出された東京都の想定を基に、新たな地域防災計画の策定を目指し、見直し作業を進めるとともに、防災備蓄食糧等や避難所用品備品の充実を計画的に図る初年度となる。市民の災害への備えとして、防災マップ兼ハザードマップを作成し、市内全世帯に配布した。又、23年の計画停電の際に「聞こえない。聞こえにくい」等の市民のご意見をいただいた防災行政無線については18基増設し、市内の難聴地域の解消を図った。
--------------	--

特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	
--------------------------------------	--

事業に係る経費など(平成24年度実績)

決算額	33,187	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	33,187	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	備蓄資材(備蓄食糧、ペットボトル飲料水等)9,495千円、防災・ハザードマップ 2,338千円、防災行政無線・計測震度計・全国瞬時警報システム保守点検業務 2752千円、地域防災計画修正業務 2,988千円、災害用資機材(地域配備消火器、避難所関係備品一簡易トイレ、パーテーション、プライベートルーム、発電機・照明器具) 13,621千円					
	人件費合計(i + ii)		1.5	人	11,838	千円
	所要人員	i 一般職員	1.4	人	11,642	千円
		ii 嘱託職員	0.1	人	196	千円

事業に係る経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	48,084	千円
---------------	--------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/>	社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/>	事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/>	社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/>	事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/>	社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/>	最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/>	市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/>	経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/>	部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/>	改善の余地がある		<input type="checkbox"/>	全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見(論点)	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も公共施設の耐震化や備蓄食料など防災に関する整備を続ける必要がある。当事業の必要性は高い。 ■ 自助・共助による市民の連携が地域防災力の向上につながることから、自助・共助を促進するため、行政側が取り組むべきことを検討する必要がある。 ■ 備蓄の内容について、随時見直しを図る必要がある。 ■ 備蓄について、市民に備えを呼び掛ける上で、行政側の備蓄状況などを分かりやすく伝える必要がある。
---------------	-----------	--

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	5 野塩地域市民センター施設管理事業	事業担当課	市民課
-------	--------------------	-------	-----

事業データ

事業の目的 市民及び地域社会の文化及び体育の向上並びに市民福祉の増進を図るため、清瀬市野塩地域市民センターの施設管理を行う。

法令等根拠 地方自治法第244条及び同法244条の2並びに清瀬市立地域市民センター条例

対象
(受益者など) 清瀬市民及び近隣住民等

事業の必要性と内容 利用者に安全かつ快適に施設を利用いただくには、施設の維持経費などは当然必要である。事業内容としては、施設の運営に掛かる光熱費、消耗品、施設維持にかかわる庁舎管理委託や保守、工事などを行っている。

事業の実績 年間施設利用者件数は、2,267件、人数は、33,548人。和室畳表替、空調設備修繕、トイレ床改修工事、小便器排水漏れ修繕工事。施設管理業務委託、設備保守点検業務。

事業の効果 施設管理業務を行うなかで、市民サービスを低下させること無く、快適に施設をご利用いただける環境を構築した。

特記事項
(問題点、工夫点、これまでの見直し点など) 野塩地域市民センターは、昭和51年6月に建設され、今年で37年が経過した。これに伴い、施設の改修などが、必要となっているが、施設維持に必要な財源が不足しているため、全体的な老朽化への対応が困難になっている。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	14,523	千円	一財が事業費に占める割合	84.7	%	
財源の種類	市	12,308	千円	備考:		
	国・都	0	千円	ほか 内訳		
	市債	0	千円	野塩地域市民センター使用料2,215千円		
	ほか	2,215	千円			
事業費の主な内訳	直接経費の内訳					
	需用費4,307千円(内光熱費3,628千円など) 役務費230千円(通信運搬費200千円、手数料30千円) 委託料9,560千円(施設管理委託料7,371千円、設備保守点検委託料2,189千円など) 工事請負費246千円(トイレ床等改修工事246千円)					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.9	人	6,272	千円
	所要人員	i 一般職員	0.7	人	5,821	千円
		ii 嘱託職員	0.2	人	451	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	60,959	千円
---------------	--------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見(論点)	見直し	<p>■出張所業務についてはコンビニでの納税や自動交付機による証明書発行が可能となり、出張所利用者の減少が予想される一方、機械の扱いに不慣れな方には、直接説明が求められるため、市民サービスの低下につながるよう配慮した上で出張所のあり方について検討する必要がある。</p>
---------------	------------	---

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	6	徴収事務事業	事業担当課	徴収課
-------	---	--------	-------	-----

事業データ

事業の目的	市税未納者に対して、督促状発布後の滞納整理をおこない、自主財源である市税の収納率の向上を図るとともに、適切な処分を行い、適正・公平な徴収事務を目指す。
法令等根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法 ・国税徴収法 ・清瀬市市税条例
対象 (受益者など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課税者 ・法人課税者
事業の必要性と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき、処分執行事案を確実に実施、適正・公平な税務行政を実現する上で必要不可欠である。 ・また、コンビニ収納や口座振替の利用促進については、収納率の向上や収税の安定的確保に寄与するものと考ええる。
事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度収納率 96.3%(現年・滞繰) 平成23年度 96.7%(現年・滞繰) ・コンビニ収納率 24年度末 21.7%(全体件数) 23年度末 17.4%(全体件数) ・差押件数 24年度末 164件 23年度末 306件 ・不動産公売 1件
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度導入のコンビニ収納の伸び率は好調であり、当市初めての不動産公売をおこなったが、差押件数、インターネット公売の出品も少なく、徴収率について全体で0.4%の減少となっている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分事案の見極めに加え、法に基づく調査の範囲を増やすし、ペイジー収納・クレジット収納等市民の納付利便性をさらに拡大していく方策を検討していくとともに、口座振替利用率の向上に向けた効果的取組を実施していかなければならないと考える。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	4,148	千円	一財が事業費に占める割合	70.0	%	
財源の種類	市	2,904	千円	備考: 個人都民税徴収取扱費交付金1,241千円 市税滞納処分費3千円		
	国・都	1,244	千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	電話催告員の賃金 1,115千円 催告書等発送に係る経費 1,983千円 不動産公売に係る不動産鑑定経費 524千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		5.41	人	44,990	千円
	所要人員	i 一般職員	5.41	人	44,990	千円
		ii 嘱託職員			人	

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	4,568	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	<p>継続</p> <p>■電話催促、滞納者への訪問など、従来の取り組みを着実に推進する一方、納付利便性の拡大、口座振替率の向上など、収納率の向上に向けた効果的な取り組みを実施する必要がある。</p>
------------	---

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	7 農業振興対策事業	事業担当課	産業振興課
-------	------------	-------	-------

事業データ

事業の目的 農業委員会法第6条2項に定められている農業振興。また農業に関わる様々な事業・補助金の書類、各調査物の個別配布、農業まつり品評会の取りまとめのため農業振興委員14名がいる。農業簿記は、東京農業会議に講師を派遣して貰い、農家の経理をスムーズに行えるよう指導して貰う。新規就労・農業後継者な様々な賞を受賞した方に記念品を贈呈する。農政・農業委員会の事務を行うために嘱託職員がいる。

法令等根拠 農業委員会法、農地法、農業経営基盤強化促進法

対象
(受益者など) 市内農業関係者、市民

事業の必要性と内容 市内の一大産業である農業の育成・振興により、学校・市民の方に安心安全で顔の見える農業を通し、地産・地消を進めていく。

事業の実績 中学校農業体験補助。農業育成・振興。農地の保全・管理の助言。

事業の効果 市内の一大産業である農業の育成・振興により、学校・市民の方に安心安全で顔の見える農業を通し、地産・地消を進め、おいしい新鮮な野菜の供給。農地の保全・管理を助言することにより、ヒートアイランド現象の抑制効果及び災害時の避難場所の確保。

特記事項
(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	2,359	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	2,359	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	農業振興委員報酬 1,971千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.5	人	4,199	千円
	所要人員	i 一般職員	0.45	人	3,742	千円
		ii 嘱託職員	0.05	人	457	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度予算額	4,586	千円
-----------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見(論点) **継続** ■農地は環境保全や防災など様々な機能を持っている一方、相続や都市化の進展により、農地や農業人口が減少傾向にあることが課題である。その様な中、清瀬市には都内でも有数のまとまった農地が残されており、新鮮で安全な野菜を供給することや、農業の発展と継続を促進するために、今後も当事業を含め農業に対する積極的な支援が必要である。

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	8 老人福祉電話事業	事業担当課	高齢支援課
-------	------------	-------	-------

事業データ

事業の目的	生活困窮等の一人暮らしの高齢者等に対し、高齢者福祉電話(市長が加入権を有し高齢者に貸与するための電話)の貸与または電話料金の補助を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図る。
法令等根拠	清瀬市高齢者福祉電話貸与及び電話料金補助要綱
対象 (受益者など)	清瀬市に住所を有し、高齢者のみで構成され、かつ生活保護又は市町村民税非課税世帯のうち緊急連絡手段として福祉電話の必要性が認められる者。ただし携帯電話を保有している場合は対象としない。
事業の 必要性と内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉電話の貸与及び電話料金補助 取り付け工事費全額補助及び毎月の回線使用料のうち1,000円の補助 個人所有電話の電話料金補助 毎月の回線使用料のうち1,000円の補助
事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> 福祉電話貸与及び電話料金補助件数:24件 個人所有電話の電話料金補助件数:44件
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> 電話を所持していない高齢者世帯の緊急連絡手段となっている。(特に自主的に連絡手段を持とうとしない生活保護世帯に対して効果あり) 電話料金の一部を補助することで連絡手段保持の負担を軽減。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話保有の有無の確認が困難。(調査権がなく自己申告のみ) 市長名義の電話を貸与するため滞納があると市に請求される。 緊急連絡手段としては固定電話より携帯のほうが適当ではないか。 生保世帯について、例えば「被保護者自立促進事業」などで対応できないか。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	920	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	920	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	役務費(通信運搬費)のみ 920千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.41	人	1,817	千円
	所要 人員	i 一般職員	0.16	人	1,331	千円
		ii 嘱託職員	0.25	人	486	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	1,000	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	見直し <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話の普及が進んでおり、固定電話の利用が減少している中、障害福祉電話も廃止になっていることから、とくに料金補助の継続について見直しを検討する必要がある。
------------	--

事務事業名	9 老人いこいの家運営事業	事業担当課	高齢支援課
-------	----------------------	-------	--------------

事業データ

事業の目的	高齢者にコミュニティの場やいこいの場を提供するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的に設置。
法令等根拠	老人憩の家設置運営要綱(国) 清瀬市老人いこいの家設置条例 清瀬市老人いこいの家設置条例施行規則
対象 (受益者など)	地域の老人クラブ及び市内に居住する60歳以上の方。その他、市長が特別に認める方。
事業の 必要性と内容	自宅に閉じこもりがちな高齢者を身近な地域での外出や地域参加を促すコミュニティの場とし、例をあげると、「フラットサロン」、「よろず健康教室」及び夏場には「猛暑一時避難所」として活用するなど必要性は高い。 管理をその地区の老人クラブにお願いすることで経費の節減も図れている。
事業の実績	・各老人クラブ活動 ・フラットサロン :H24延べ利用者 3,740名 ・よろず健康教室:H24延べ参加者 602名 ・猛暑避難所の開設(7/20~9/14)
事業の効果	地域の高齢者のコミュニティや活動の場として使用されているほか、ここ数年は「猛暑一時避難所」の役割も果たしている。他市にあるような老人福祉センターのない当市では、市内10か所に程よく点在するこの施設の存在価値は高い。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	老朽化と管理(老人クラブにどこまでやってもらうか)について検討が必要 23年度に老朽化が著しい各施設については大規模な屋根、外壁、手すり、洋式トイレ化、エアコンなどの改修と地デジテレビの入れ替えなどを行い、高齢者に利用しやすい環境に努めている。また今年度は耐震化も実施。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	3,347	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%
財源の種類	市	3,347	千円	備考:	
	国・都		千円		
	市債		千円		
	ほか		千円		
事業費の 主な内訳	需用費(光熱水費) 1,460千円 役務費 415千円 用地借上料 1,111千円 等				
人件費	人件費合計(i + ii)		0.28	人	2,328 千円
	所要 人員	i 一般職員	0.28	人	2,328 千円
		ii 嘱託職員		人	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	3,415	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	継続 ■今後も高齢者の交流や夏場避難所として有効に活用していく必要がある。地域に開かれた施設として、より多くの方に利用していただける環境作りが必要である。
------------	---

事務事業名	10 ゲートボール場運営事業	事業担当課	高齢支援課
-------	----------------	-------	-------

事業データ

事業の目的	高齢者の健康の保持、増進を図るために設置したゲートボール場を管理運営。
法令等根拠	老人福祉法 (老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のための措置を講じ…)
対象 (受益者など)	市内の高齢者、老人クラブ会員、ゲートボール連盟会員
事業の 必要性と内容	日本発祥の高齢者でも競技できるスポーツとして高齢者の健康保持の施策としての側面もあったことから普及したゲートボールをプレーするためのコートを市で設置し、管理は老人クラブで実施。
事業の実績	7か所のゲートボール場を管理運営するために消耗品、光熱水費、用地賃借料の負担や修繕などの環境整備を実施。
事業の効果	快適なゲートボール場を提供することで、ひいては高齢者の健康、コミュニケーションに寄与している。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	近年はグラウンドゴルフなどのニュースポーツが高齢者にも浸透し、参加できる種目が多様化したことで、プレー者が減傾向。 高齢者が参加できるスポーツが多様化した中、受益者負担の公平性の観点から、高齢者に限定し、専用コートを無料で市が提供し続ける必要があるのか。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	2,556	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	2,556	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	需用費(消耗品、光熱水費) 254千円					
	用地借上料 2,278千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.22	人	1830	千円
	所要 人員	i 一般職員	0.22	人	1830	千円
		ii 嘱託職員		人		千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	2,451	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	見直し ■プレー者の減少や利用者が特定されている中で、市が維持費を負担しているため、他のスポーツプレー者との公共施設利用の公平性の観点から、自己負担の見直しなどを検討する必要がある。
------------	---